

自動車損害賠償責任保険のあらまし

1. 経緯

経済の発展に伴い自動車運送の発達も目覚ましいものがあり、これとともに自動車事故も急増してきた。しかし自動車事故による被害者の救済は必ずしも十分ではなく、「ひかれ損」になることも少なくなかったが、これは主として被害者側から行う損害賠償責任の挙証が困難であったこと及び加害者に賠償資力が不足していることに起因していた。

そこで政府は、諸外国の例にならい、以上の二つの阻害要因を解消して被害者の救済を図り、併せて自動車運送の健全な発達に資するため、自動車損害賠償保障制度の研究を進め、第22回国会で「自動車損害賠償保障法」（昭和30年法律第97号、以下「自賠法」という。）を成立させた。この法律の骨子は次の3点にある。

- (1) 自動車保有者の損害賠償責任を無過失責任主義に近づけた。
- (2) 強制保険制度を採用し、本保険を付けていない限り自動車を運行の用に供してはならないこととした。
- (3) ひき逃げや無保険自動車による被害者は政府の行う保障事業で救済することとした。

2. 概要

自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）は、自動車損害賠償保障制度の根幹をなすものであるが、その概要は次のとおりである。

- (1) この保険によりてん補される損害は、自動車損害賠償責任を負担したことによる被保険者の損害である。自動車損害賠償責任については、自賠法第3条において、「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる」とする特別の規定がある。
- (2) 保険契約は、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するもの）及び運転者を被保険者として損害保険会社（外国保険事業者を含む。）との間に締結される。
- (3) 保険契約によりてん補される損害が発生した場合には、被保険者からの保険金の請求のほかに被害者から保険会社に対する直接請求の制度が認められている。その他、仮渡金の制度が被害者のために、内払金の制度が被害者及び加害者のために設けられている。
- (4) 保険金の支払限度額は、被害者1人当たり次のとおりである。
 - () 死亡した者
 - イ．死亡による損害につき 3,000万円
 - ロ．死亡に至るまでの傷害による損害につき 120万円
 - () 傷害を受けた者
 - イ．傷害による損害につき 120万円
 - ロ．後遺障害による損害につき 障害の程度に応じ 75万円～3,000万円
- (5) 保険料は、検証結果に基づき、自動車保険料率算定会が算出し、自動車損害賠償責任保険審議会の審議を経て、大蔵大臣が認可したもので、現行保険料の概略は別表1のとおりである。
- (6) 上記審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて、自賠責保険に関する重要事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を関係大臣に建議する。審議会の委員の構成は別表2のとおりである。
- (7) この保険は、政府が60%を再保険している。
- (8) 自動車損害賠償保障制度には、損害保険会社が実施している自賠責保険の外に、農業協同組合及び農業協同組合連合会が実施している自動車損害賠償責任共済があるが、保険約款（共済規定）の内容、保険料（共済掛金）、限度額等全て同一である。

別表1 現行保険料（保険期間1年につき）

（単位 円）

車種別	保険料
営業用乗合自動車	51,600
自家用乗用自動車	18,850
営業用普通貨物自動車（最大積載量2トン超）	83,700
小型二輪自動車	17,100
軽自動車	13,650
原動機付自転車	7,850

（注）本表は本土において適用される保険料である。離島及び沖縄県については別表の体系が定められている。

別表2 自動車損害賠償責任保険審議会の構成

（単位 人）

学識経験のある者	4
自動車運送に関し深い知識及び経験を有する者	2
保険事業に関し深い知識及び経験を有する者	2
関係行政機関の職員（内訳は法務省，大蔵省，農林水産省，運輸省，警察庁）	5

（注）その他に、臨時委員として学識経験者，自動車運送関係者，保険事業関係者及び行政機関の職員の計5名が任命されている。

別表4 自動車損害賠償責任保険の収支

（単位 億円）

年度	収入純保険料	支払保険金
昭和40	622	568
41	820	1,086
42	1,030	1,652
43	1,304	2,050
44	1,915	2,498
45	3,239	2,500
46	3,546	2,406
47	3,968	2,474
48	4,235	3,067
49	4,284	3,739
50	4,537	4,221
51	4,706	4,223
52	5,090	4,802
53	4,998	5,334
54	5,240	5,815
55	5,291	6,106
56	5,614	6,874
57	5,685	7,123
58	6,237	7,696
59	6,461	7,896
60	7,759	7,132
61	8,782	7,379
62	8,861	7,287
63	9,618	7,956
平成元	9,961	8,246
2	10,328	8,718
3	8,800	9,397
4	9,072	9,797
5	9,151	9,992

（注）1．本表は、ポリシー・イヤー・ベースにより推計したもので、今後の支払額等の確定により変動することがある。
2．自動車保険料率算定会資料による。

別表3 保険金限度額の推移

区分 改訂年月	死亡		傷害	
	死亡による損害	死亡に至るまでの傷害による損害	傷害による損害	後遺障害による損害
30.12		30万円	重傷 軽傷	10万円 3万円
35.9		50万円	同上	
39.2	100万円	30万円	30万円	障害の程度に応じ 5～100万円
41.7	150万円	50万円	50万円	障害の程度に応じ 7～150万円
42.8	300万円	同上	同上	障害の程度に応じ 11～300万円
44.11	500万円	同上	同上	障害の程度に応じ 19～500万円
48.12	1,000万円	80万円	80万円	障害の程度に応じ 37～1,000万円
50.7	1,500万円	100万円	100万円	障害の程度に応じ 56～1,500万円
53.7	2,000万円	120万円	120万円	障害の程度に応じ 75～2,000万円
60.4	2,500万円	同上	同上	障害の程度に応じ 75～2,500万円
3.4	3,000万円	同上	同上	障害の程度に応じ 75～3,000万円